

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和3年8月5日(木)13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、北條主任技術研究調査官、有吉上席安全審査官

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド推進部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー 他1名

再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室長 他9名

#### 5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、東海再処理施設の廃止措置に係る検討状況について、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（資料1について）

- ・アクセスルート上に埋設されている地下構造物の崩壊による地盤沈下の可能性を考慮すると、廃止措置計画用設計地震動発生時におけるアクセスルートの使用に不確実さが懸念されることから、事故対処手順に照らして、より確実にアクセス性を確保できるアクセスルートや事故対処設備の保管場所を検討すること。

（資料3について）

- ・工程洗浄時における放射性廃棄物の主要核種の放射エネルギーの評価において、再処理運転時と比較して小さいとしているが、評価の根拠となるデータの不足が散見されることから、再処理運転時の実績等の記載を充実し、より丁寧に説明すること。

（資料5について）

- ・既設の液体窒素貯槽を撤去し、クリプトンの希釈に用いる窒素は可搬型液体窒素設備等を用いて実施することだが、希釈方法を変更することにより安全上の問題がないことの説明と、廃止措置工程への影響について整理して説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

○なお、原子力規制庁より、令和3年7月20日に実施した原子力機構との面談において後日回答するとして、蒸気凝縮水配管及び消火栓配管の使用材料の変更に係る許認可上の取扱いについて、当該変更に係る廃止措置計画軽微変更届を提出するよう伝えた。

## 6. 配付資料

資料1：南東地区からPCDF管理棟駐車場までのアクセス性について

資料2：プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）管理棟駐車場における事故対処設備の設置工事について

資料3：工程洗浄時に環境へ放出される放射性期待廃棄物の主要核種の放射エネルギー

資料4：廃溶媒処理技術開発施設の蒸気配管の一部更新について

資料5：クリプトン回収技術開発施設 液体窒素貯槽の津波漂流物対策について

資料6：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）